

公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程は、公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）の業務の実施について基本的な事項を定め、もって業務の適正な運営を図るものとする。

(業務運営の基本的事項)

第2条 基金は、業務の公共的的重要性にかんがみ、県、市町村、漁業団体等との密接な連携のもとに、その業務を効果的に運営するものとする。

第2章 業務の種類及び業務の内容等

(事業の種類)

第3条 基金が行う事業は、次に掲げる青年等漁業者の確保育成対策に関する事業とする。

- (1) 漁業担い手確保対策事業
- (2) 漁業担い手育成対策事業
- (3) 青年等漁業者組織活動支援事業
- (4) 地区漁業担い手対策推進協議会活動事業
- (5) 特別対策事業

(事業の目的、内容及び事業対象者)

第4条 前条に規定する事業の内容及び対象者は、別に定める公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務細則（以下「業務細則」という。）に基づくものとする。ただし、前条の第1号から第3号の事業については、必要により基金においても実施できるものとする。

(助成の額)

第5条 第3条に規定する事業に対する助成額は、別に定める業務細則に基づくものとする。

(研修先及び研修期間等)

第6条 第3条に規定する事業の研修先及び研修期間等は、別に定める業務細則に基づくものとする。

第3章 事務手続き及び助成金の交付

第7条 第3条に規定する事業を実施し、助成金の交付を受けようとする者は、別に定める業務細則に基づく提出書類を期日までに代表理事に提出するものとする。

第4章 雑則

第8条 この業務規程の施行について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務方法書（平成 5 年 3 月 16 日制定）は廃止する。
- 3 この規程において従前から引き継がれる事業の助成の額は、第 5 条の規定にかかわらず、施行後の最初の年度に限り従前の例によるものとする。

附則

この規程は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。（第 3 条第 1 項第 3 号の事業名称の変更）

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（公益法人移行に伴う名称等の変更）